



発行 東京都

目次

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…二
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…二

告示

- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…三
- 都営住宅の使用料の変更……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…六
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…六
- 東京都地域特別賃貸住宅の廃止……………（同）…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…八
- 平成二十七年東京都告示第千八百四十九号（東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画）の一部改正……………（産業労働局農林水産部水産課）…九
- 都道の区域変更（五件）……………（建設局道路管理部路政課）…九
- 平成二十七年東京都告示第千四十九号（東京都道路路占用規則による徴収単価）の廃止……………（建設局道路管理部監察指導課）…五
- 東京都道路路占用規則による徴収単価……………（同）…五
- 港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…七

規程（水）

公 告

- 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…八
- 東京体育館の休館日の変更……………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）…九
- 東京体育館の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………（同）…一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 東京武道館の休館日の変更……………（同）…一〇
- 東京武道館の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………（同）…一〇
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更……………（同）…一〇
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………（同）…一〇
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更……………（同）…一〇

雑 報

規 則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年六月三十日

●東京都規則第百九十三号

東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表産業労働局の部金融監理部の項を削る。

第二十一条の表主計部の部予算第二課の項第一号中「病院経営本部」の下に「中央卸売市場」を加え、同部予算第三課の項第一号中「中央卸売市場」を削る。

第二十七条の表金融部の部金融課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 東京における産業振興に関する包括連携協定に基づく金融機関との連携の推進に関する事。

第二十七条の表金融監理部の項を削る。

附則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都規則第百九十四号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中

武蔵国分寺公園	一平方メートル	一月	四百六十五円
---------	---------	----	--------

武蔵国分寺公園	一平方メートル	一月	四百六十五円
東伏見公園	一平方メートル	一月	四百八十八円

を  
に、

東大和南公園	一平方メートル	一月	二百八十七円
--------	---------	----	--------

東大和南公園	一平方メートル	一月	二百八十七円
六仙公園	一平方メートル	一月	二百七十二円

改め、同表二の部(一)の項中「七十一万二千八百円」を「七十六万八千七百円」に、「七十八万七千八百円」を「二十五万五千八百円」に、

神代植物公園売店	第一号(芝生広場売店)	一月	六万八千円
----------	-------------	----	-------

神代植物公園売店	第一号(芝生広場売店)	一月	六万八千円
	第二号(ローズガーデン売店)		三万三千元
	第三号(大温室売店)		千九百元
	第四号(ガーデンビュロー売店)		三十二万五千八百円

神代植物公園売店	第一号(芝生広場売店)	一月	六万八千円
	第二号(ローズガーデン売店)		三万三千元
	第三号(ガーデンビュロー売店)		三十二万五千八百円

改める。

附則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都規則第百九十五号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

を  
に

を

に

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「競技大会」という。）のために、東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立辰巳の森海浜公園及び東京都立有明テニスの森公園に設置する海上公園施設としての建築物の建築面積の総計は、当該海上公園の敷地面積の百分の二十以下とする。

第二十四条第十号中「百分の七の面積から」の下に「第六条第一項本文に規定する」を、「百分の十六の面積から」の下に「第六条第一項ただし書に規定する」を加え、同条に次の一号を加える。

十一 前号の規定にかかわらず、競技大会のために、一の海上公園に設置する物件等としての仮設の建築物の建築面積の総計は、当該海上公園の敷地面積の百分の三十以下とすること。

附則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

### 告 示

#### ●東京都告示第千八百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十五号線

三 事業施行期間 平成二十八年七月一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

江戸川区南小岩七丁目及び南小岩八丁目各地内

使用の部分

なし

#### ●東京都告示第千八百八十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,600	69,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	2	40,900	77,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(8号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(12号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,500	59,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(13号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,400	59,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(17号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,300	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(31号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,400	69,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,000	62,500
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,500	34,100
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,100	45,700
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	50,700
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート(3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	65,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	72,200
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	72,600
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,600	35,000
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(1号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	2	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	東砂七丁目第2アパート(3号棟)	江東区東砂7-16	51.0	1	42,300	67,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(10号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,300	37,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	2	30,100	48,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	44,400
一般都営	中層耐火	東糺谷六丁目アパート(3号棟)	大田区東糺谷6-9	36.4	1	28,600	33,700
一般都営	中層耐火	東糺谷六丁目アパート(5号棟)	大田区東糺谷6-9	39.0	1	30,500	34,500
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(10号棟)	大田区大森西1-11	59.6	1	50,500	69,900
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(13号棟)	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,800	69,600
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	72,000
一般都営	中層耐火	丸山二丁目アパート(2号棟)	中野区丸山2-21	39.0	1	28,500	44,600

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート(20号棟)	杉並区久我山1-3	40.7	1	29,900	57,900
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(4号棟)	杉並区井草3-15	42.3	1	32,400	56,300
一般都営	高層耐火	高井戸東一丁目アパート(15号棟)	杉並区高井戸東1-13	36.4	1	27,000	58,900
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,900	54,300
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,200	50,200
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,700	71,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	2	39,000	66,500
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	39,200	63,100
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(2号棟)	北区王子本町3-8	33.1	1	25,500	46,300
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,200	54,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(2号棟)	北区滝野川3-61	36.7	1	28,100	44,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,500	61,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,500	61,600
一般都営	中層耐火	西ヶ原一丁目アパート(1号棟)	北区西ヶ原1-19	36.4	1	28,800	36,300
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート(20号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	26,200	33,500
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート(12号棟)	荒川区西尾久8-10	51.0	1	38,400	65,800
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	73,600
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(4号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,600
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(6号棟)	板橋区新河岸2-10	36.4	1	26,000	33,000
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(7号棟)	板橋区新河岸2-10	36.4	1	26,000	33,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	37,200
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区富士見台3-13	48.1	1	37,600	71,500
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート(3号棟)	練馬区豊玉中4-6	55.9	1	44,500	91,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(20号棟)	練馬区北町6-20	47.5	1	37,200	72,800
一般都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート(10号棟)	練馬区早宮3-36	55.9	1	43,900	83,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(45号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,400	52,800
一般都営	中層耐火	豊玉北三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉北3-7	51.0	1	39,600	77,500
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(1号棟)	練馬区関町南2-15	55.9	1	43,300	79,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	2	49,300	101,500
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,200	62,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	30,100	42,000

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(14号棟)	足立区西保木間3-15	51.0	1	36,600	56,800
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(4号棟)	足立区島根4-20	51.0	1	37,600	63,800
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)	足立区保木間1-24	33.4	1	22,900	36,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(12号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	25,100	37,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(10号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(20号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,400	40,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(10号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(12号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,700	41,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑3-3	41.7	2	28,500	41,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑3-3	41.7	1	28,500	41,800
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑3-4	42.0	1	28,400	43,500
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	41,200
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	66,200
一般都営	高層耐火	亀右四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀右4-24	43.9	2	32,400	58,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(7号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	73,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	84,900
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(4号棟)	八王子市大谷町45-4	39.0	1	19,000	37,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-1号棟)	八王子市松が谷5	56.8	1	30,900	58,600
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,800
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	2	42,400	88,900
一般都営	中層耐火	一鷹深大寺アパート(2号棟)	三鷹市深大寺1-13	59.6	1	44,200	87,200
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-25	51.0	1	37,000	73,800
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(4号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,700	88,600
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目アパート(1号棟)	府中市新町2-43	56.8	1	34,600	80,700
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート(2号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	73,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,000	77,800
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(3号棟)	調布市下石原1-15-1	62.1	1	38,400	90,500

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(2号棟)	調布市富士見町3-19-1	51.1	1	31,300	75,800
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート(1号棟)	調布市調布ヶ丘2-28-1	62.1	1	39,700	96,900
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(1号棟)	調布市染地3-3-1	48.1	1	28,100	64,000
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(6号棟)	町田市中町4-7	48.1	1	28,500	62,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(7号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,000
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(8号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,000
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,600	75,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	60,300
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(3号棟)	小金井市東町3-9	62.1	1	39,600	93,900
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(2号棟)	日野市平山4-20	37.3	1	16,800	33,100
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(5号棟)	日野市平山4-20	33.4	3	15,100	29,600
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,800	79,300
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	37,800	102,400
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	38,400	103,400
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	69,600
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	1	36,400	79,900
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,200	78,200
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(2号棟)	西東京市南町1-1	51.0	1	29,400	67,200
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(17号棟)	西東京市南町1-2	48.1	1	28,700	63,900
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート(5号棟)	西東京市向台町4-10	51.0	1	29,400	66,400
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	39,000	90,400
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町1-5	61.5	1	39,400	88,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(7号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(8号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(26号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(31号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(33号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	高層耐火	東大和桜が丘三丁目アパート(12号棟)	東大和市桜が丘3-44	61.5	1	37,600	87,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地(3-1-3号棟)	多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	33,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,200	61,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-7号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,200	61,200

●東京都告示第千八百八十七号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ

き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条例第三条第三項の規定により告示する。  
 平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円 を超え一五八、〇〇〇円以下 の者に適用される使用料(月 額一戸につき)	近傍同種の住宅の 家賃(月額一戸に つき)
坂下二丁目第3アパート (3号棟)	板橋区坂下二丁目十七番	高層耐火 三四・六平方メートル	三〇戸	三〇、二〇〇円	六三、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三五、三〇〇円	七四、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	五戸	四一、四〇〇円	八七、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	四一、八〇〇円	八八、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	五戸	四九、九〇〇円	一〇五、二〇〇円
南水元三丁目アパート (10号棟)	葛飾区南水元三丁目三番	同右 三四・六平方メートル	六〇戸	二八、三〇〇円	五四、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二六戸	三三、一〇〇円	六四、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	二五戸	三八、八〇〇円	七四、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	九戸	三九、一〇〇円	七六、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	一七戸	四六、八〇〇円	九〇、三〇〇円

●東京都告示第千八百八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一  
 条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定  
 に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平  
 成二十八年七月一日から実施するので、同条例第三条第三

項の規定により告示する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

種類	構造名	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料	
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート (14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,800
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート (10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	西栗鴨二丁目アパート (23-2号棟)	豊島区西栗鴨2-23	36.4	2	28,800
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート (10号棟)	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,500
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート (4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	東和アパート (2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,300
改良	中層耐火	平井一丁目アパート (1号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900
改良	中層耐火	平井一丁目アパート (2号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,800
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート (4号棟)	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,500
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千八百八十九号

次の地域特別賃貸住宅を廃止したので、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

名称

府中武蔵台三丁目第2アパート  
(1号棟)

位置

府中市武蔵台三丁目十七番地  
の六

構造及び規模

中層耐火 七一・七平方メートル

戸数

一五戸

●東京都告示第千百九十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一  
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百五  
十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、  
同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ  
り、次のとおり告示する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

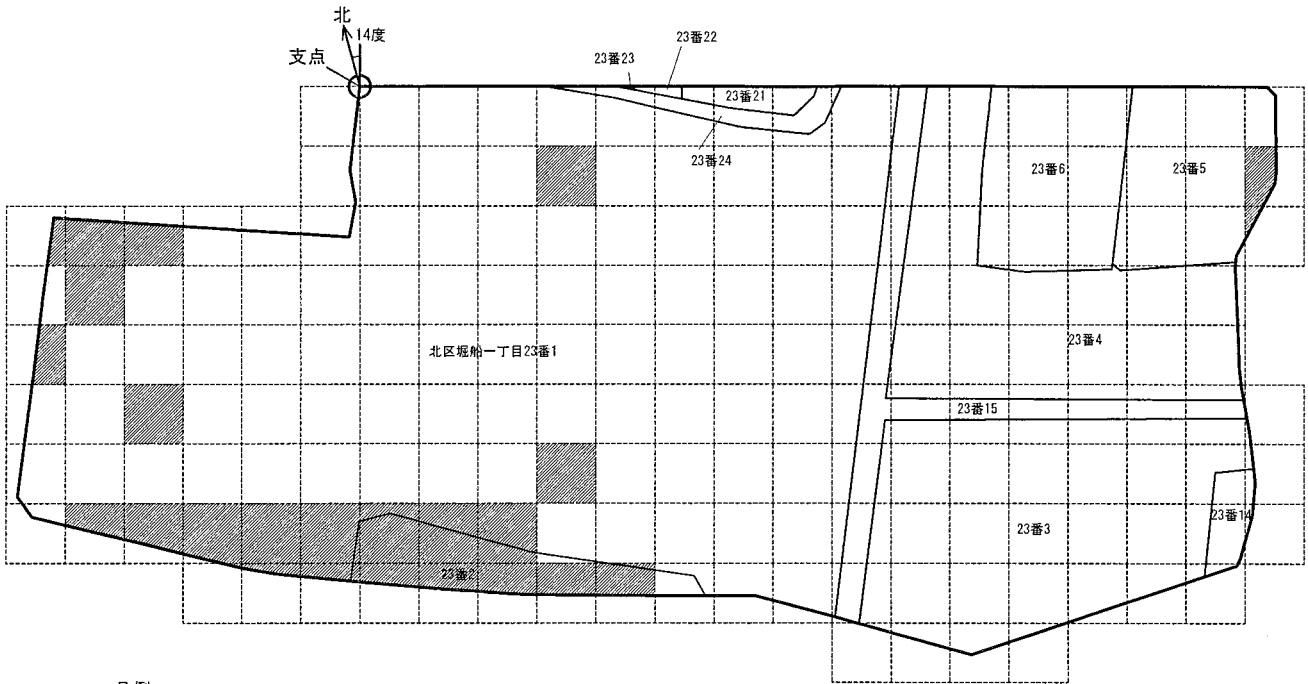
副知事 安藤立美

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区堀船一丁目  
地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい  
なかつた特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに  
鉛及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

支点

支点は、北区堀船一丁目23番1の最北端とする。

格子の回転角度(14度)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向並びに南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十一号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十七年東京都告示第千八百四十九号)の一部を平成二十八年六月九日付けで次のように変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

第一項中「3,837トン」を「3,572トン」及び「3,333トン」を「3,572トン」に改める。

第二項中「平成28年(平成28年7月～平成29年6月)」

注1)を「平成28年(平成28年7月～平成29年6月)」

24,000トン」及び「(注1)平成28年まじ及びごま

さばの知事管理量については、管理の対象となる期間を開始する前までに設定する。」を削る。

第三項中「平成28年(平成28年7月～平成29年6月)」

注2)を「平成28年(平成28年7月～平成29年6月)」

23,950トン」及び「(注2)平成28年まじ及びごま

さばの数量については、管理の対象となる期間を開始する前までに設定する。」を削る。

●東京都告示第千九十二号

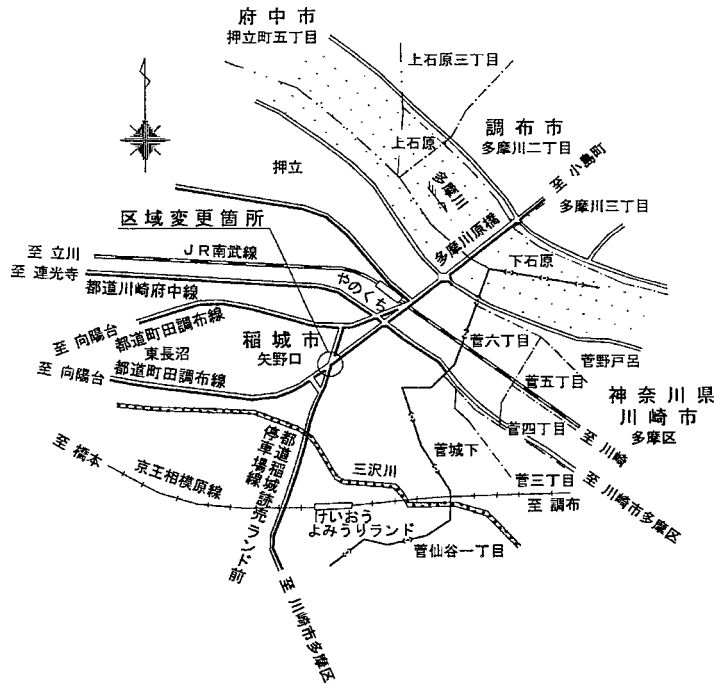
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から起算して

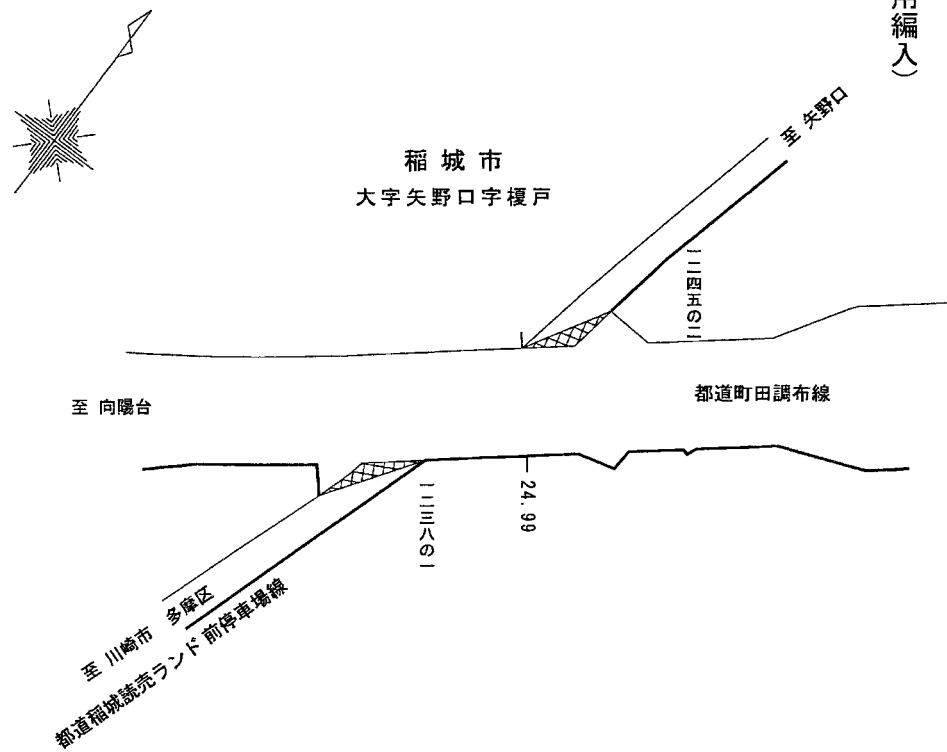
二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年六月三十日

別図

都道町田調布線区域変更略図  
稲城市大字矢野口地内



市都道  
重用編入区域(都道稲城読売ランド前停車場線との重用編入)  
延長 四五・〇九メートル  
面積 九五・三九平方メートル



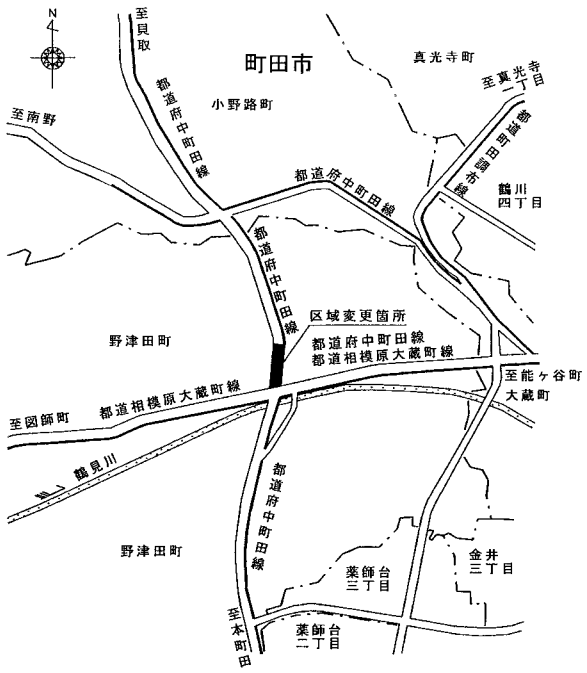
一 路線名	東京都知事代理 副知事 安藤立美
町田調布	

二 変更の区間	稲城市大字矢野口字榎戸千二百三十八番一 地先から同所千二百四十五番二地先ま で
三 変更の概要	別図表示のとおり

●東京都告示第千九百九十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年六月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

別図

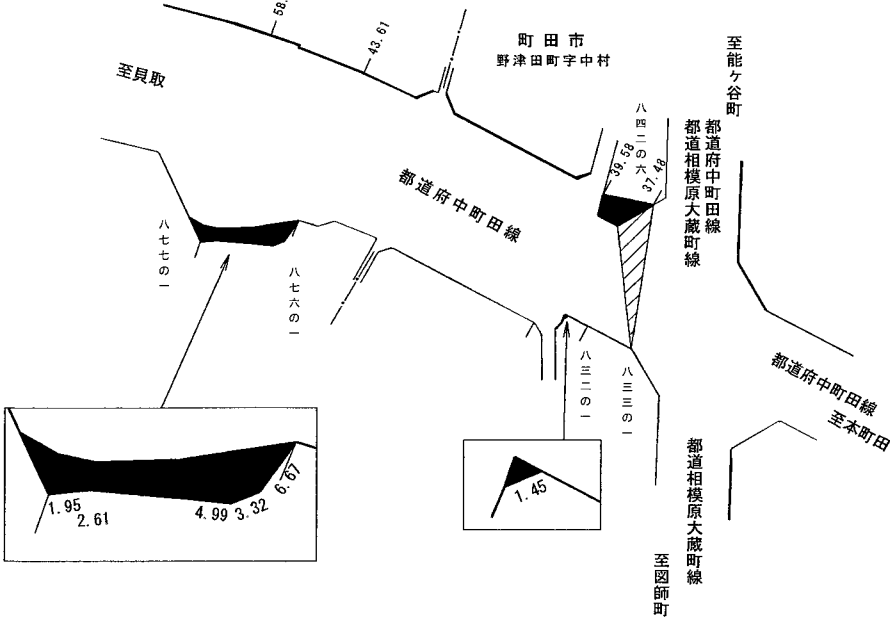
都道府中町田線  
 都道相模原大蔵町線  
 町田市野津田町地内  
 区域変更略図



編入区域 都道府中町田線  
 市 都道  
 都道  
 延長 四四・六一メートル  
 面積 一八〇・六八平方メートル

重用廃止区域 都道相模原大蔵町線  
 (都道府中町田線との重用廃止)  
 延長 三九・四七メートル  
 面積 一七三・四一平方メートル

町田市  
 野津田町字松葉



平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

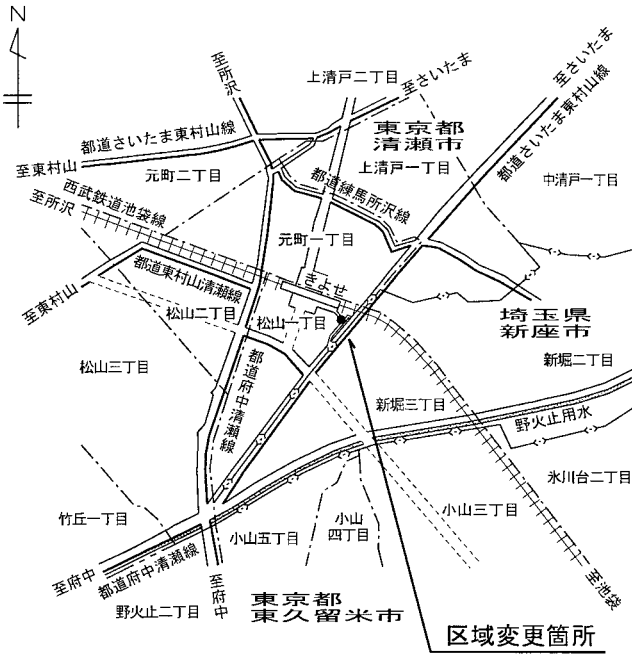
副知事 安藤立美

- (一) 路線名 府中町田
- (二) 変更の区間 町田市野津田町字松葉八百七十七番一  
地先から同市野津田町字中村八百四十二番六地先まで

- (一) 変更の概要 別図表示のとおり
- (二) 路線名 相模原大蔵町
- (三) 変更の区間 町田市野津田町字中村八百三十三番一  
地先から同所八百四十二番六地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示のとおり

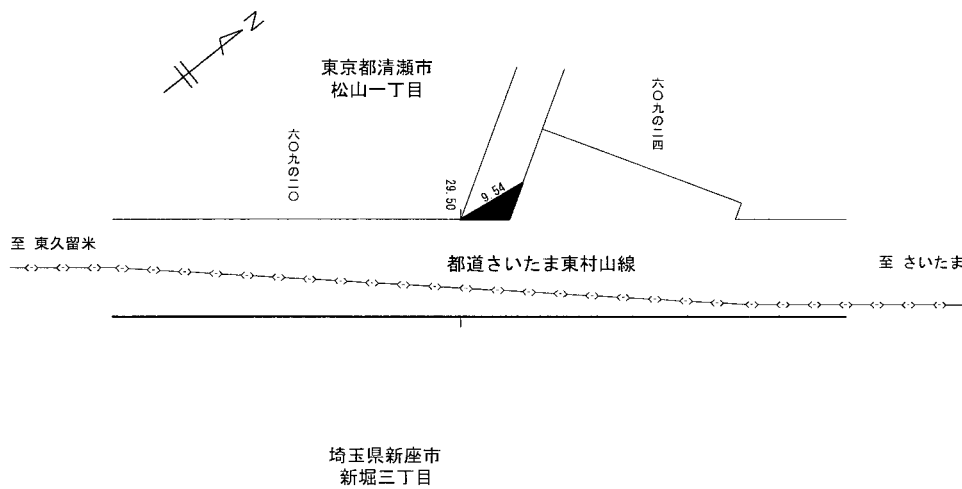
別図

都道さいたま東村山線区域変更略図  
清瀬市松山一丁目地内



編入区域  
 市道  
 都道  
 延長 八・一九メートル  
 面積 一五・七三平方メートル  
 計画線

●東京都告示第千九百九十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年六月三十日から起算して

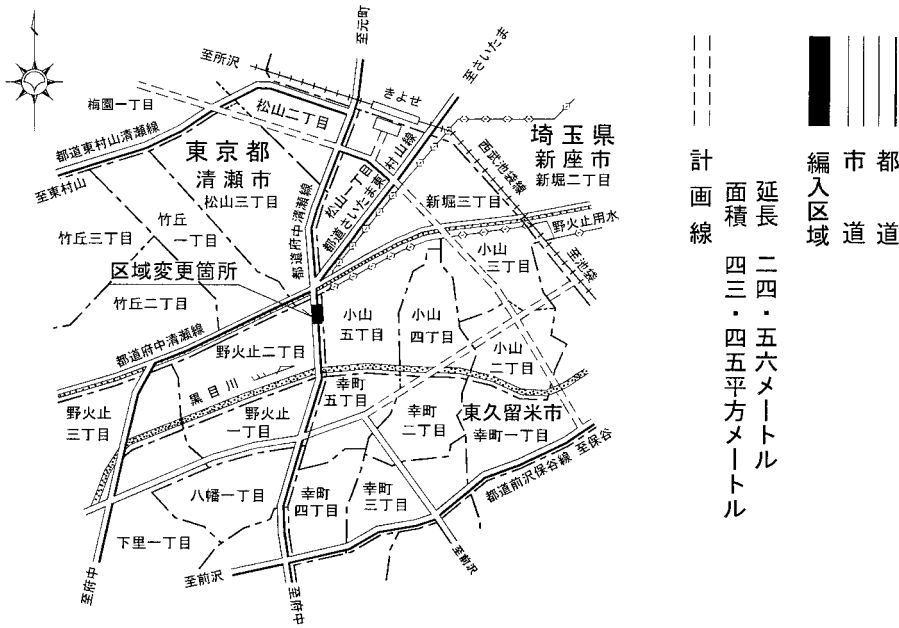


二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す。  
 平成二十八年六月三十日  
 東京都知事代理  
 副知事 安藤立美

- 一 路線名 さいたま東村山
- 二 変更の区間 清瀬市松山一丁目六百九番二十地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

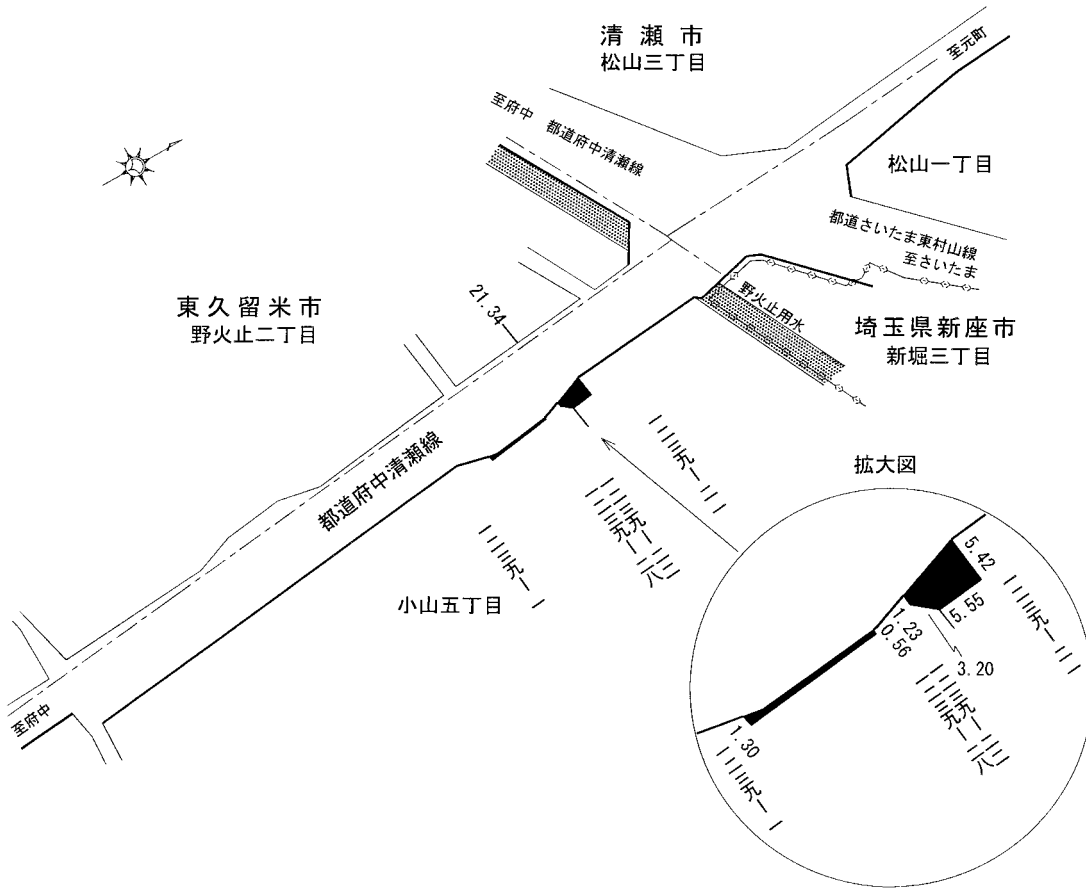
都道府中清瀬線区域変更略図  
東久留米市小山五丁目地内



●東京都告示第千百九十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年六月三十日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年六月三十日  
 東京都知事代理  
 副知事 安藤立美

- 一 路線名 府中清瀬
- 二 変更の区間 東久留米市小山五丁目千二百三十九番一地先から同所千二百三十九番二十一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

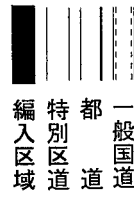


●東京都告示第千九百九十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年六月三十日から起算して

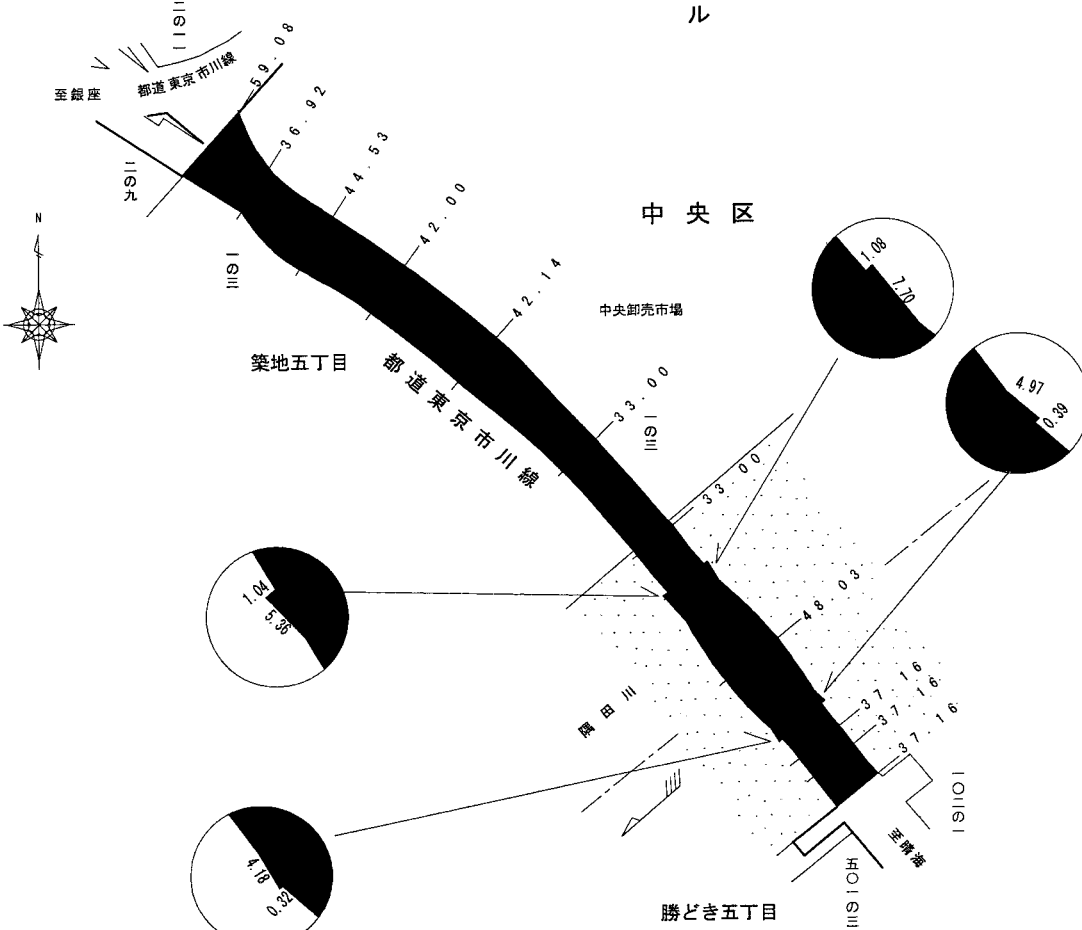
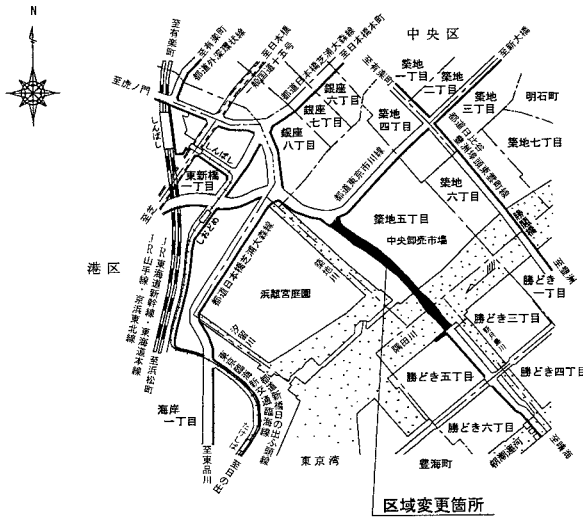
別図

都道東京市川線区域変更略図

中央区築地五丁目、勝どき五丁目



延長 六五六・九五メートル  
 面積 二六、一九六・一〇平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年六月三十日  
 東京都知事代理  
 副知事 安藤立美

- 一 路線名 東京市川
- 二 変更の区間 中央区築地五丁目二番九地先から同区勝どき五丁目百二番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千九十七号

平成二十七年東京都告示第千四十九号（東京都道路占用規則による徴収単価）は、平成二十八年六月三十日限り廃止する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

●東京都告示第千九十八号

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第百三十二号）第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、平成二十八年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

別表 道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表

別歩車道	工種	種	単位	A	B	C
車道	25	路盤工	40型 1平方方メ	二、五八〇	一、九二〇	七五八〇
車道	24	路盤工	35型 1平方方メ	二、一五〇	一、六一〇	五六〇
車道	23	路盤工	30型 1平方方メ	一、一三〇	一、〇四〇	四一〇
車道	22	（ア）アスコン （ア）底層骨	35型 1平方方メ	五、四〇〇	三、一五〇	一、六八〇
車道	21	（ア）アスコン （ア）底層骨	25型 1平方方メ	四、〇七〇	二、〇七〇	一、二七〇
車道	20	（ア）アスコン （ア）底層骨	35型 1平方方メ	五、一八〇	三、〇六〇	一、五八〇
車道	19	（ア）アスコン （ア）底層骨	25型 1平方方メ	三、〇五〇	二、三三〇	一、一七〇
車道	18	アスコン	35型 1平方方メ	五、〇八〇	三、〇二〇	一、四八〇
車道	17	アスコン	25型 1平方方メ	三、〇七〇	二、〇三〇	一、〇七〇
車道	16	アスコン	20型 1平方方メ	三、三九〇	二、一五〇	一、〇九〇
車道	15	アスコン	15型 1平方方メ	二、〇五〇	一、〇五〇	七二〇
車道	14	アスコン	10型 1平方方メ	二、三三〇	一、七六〇	五二〇
車道	13	アスコン	5型 1平方方メ	四、〇〇〇	三、五〇〇	一九〇
車道	12	（低）底層骨	70型 1平方方メ	七、五〇〇	五、四〇〇	二、二〇〇
車道	11	（低）底層骨	60型 1平方方メ	六、二七〇	四、三六〇	一、八一〇
車道	10	（低）底層骨	85型 1平方方メ	八、二七〇	六、四八〇	二、二四〇
車道	9	（低）底層骨	70型 1平方方メ	七、一八〇	五、四七〇	二、一三〇
車道	8	（低）底層骨	60型 1平方方メ	六、〇〇〇	四、五七〇	一、七六〇
車道	7	（低）底層骨	85型 1平方方メ	八、二四〇	六、二六〇	二、二一〇
車道	6	（低）底層骨	70型 1平方方メ	七、一五〇	五、四四〇	二、〇九〇
車道	5	（低）底層骨	60型 1平方方メ	五、九四〇	四、五三〇	一、六七〇
車道	4	（低）底層骨	55型 1平方方メ	五、一五〇	三、九七〇	一、四一〇
車道	3	（低）底層骨	40型 1平方方メ	四、一五〇	三、一六〇	一、〇〇〇
車道	2	（低）底層骨	25型 1平方方メ	三、二八〇	二、四六〇	七五〇
車道	1	（低）底層骨	20型 1平方方メ	一、六七〇	一、二六〇	四三〇

右側 昼間単価  
左側 夜間単価

その他	50	植樹帯緑石	舗装	35型	1メートル幅	1、5080	1、8600	1、7000
その他	49	境石	舗装	30型	1メートル幅	1、3400	1、7500	1、5500
その他	48	歩道止石	舗装	30型	1メートル幅	1、3600	1、7500	1、5500
その他	47	L形・U形側溝	舗装	30型	1メートル幅	3、2100	2、1900	2、1600
その他	46	街きよ	舗装	30型	1メートル幅	4、8800	3、3000	2、7900
歩道	45	歩道路盤先行仮舗装	舗装	35型	1メートル幅	1、6600	1、2500	1、2500
歩道	44	(乗入れ舗装)(インタックロッキング)	舗装	35型	1メートル幅	3、6400	2、7100	2、2100
歩道	43	(乗入れ舗装)(インタックロッキング)	舗装	30型	1メートル幅	3、3800	2、5800	2、1900
歩道	42	(乗入れ舗装)(アスコン)	舗装	15型	1メートル幅	1、2100	8700	7600
歩道	41	(乗入れ舗装)(アスコン)	舗装	6型	1メートル幅	5、4200	3、3100	3、1000
歩道	40	(乗入れ舗装)(アスコン)	舗装	60型	1メートル幅	4、9100	3、7500	3、2800
歩道	39	(乗入れ舗装)(アスコン)	舗装	35型	1メートル幅	3、2100	2、6400	2、1900
歩道	38	(乗入れ舗装)(アスコン)	舗装	20型	1メートル幅	1、2800	1、6100	1、6100
歩道	37	(乗入れ舗装)(アスコン)	舗装	15型	1メートル幅	1、6200	8200	5200
歩道	36	(乗入れ舗装)(セメコン)	舗装	40型	1メートル幅	4、2900	3、3700	3、2100
歩道	35	(乗入れ舗装)(セメコン)	舗装	30型	1メートル幅	3、5100	2、7700	2、2900
歩道	34	(透水性)ロッキング舗装	舗装	4型	1メートル幅	2、3100	1、4000	1、4000
歩道	33	(透水性)ロッキング舗装	舗装	3型	1メートル幅	4、8800	1、1200	1、1200
歩道	32	コンクリート平板舗装	舗装	4型	1メートル幅	2、0500	1、6100	1、6100
歩道	31	アスコン	舗装	4型	1メートル幅	4、5500	3、2500	3、2500
歩道	30	(非透水)アスコン	舗装	3型	1メートル幅	4、2000	2、9400	2、9400
歩道	29	(非透水)歩道舗装	舗装	19型	1メートル幅	1、6500	1、9300	1、2400
歩道	28	(非透水)歩道舗装	舗装	10型	1メートル幅	1、0700	7900	6000
歩道	27	車道路盤先行仮舗装	舗装	10型	1メートル幅	4、8800	3、7500	3、2800
歩道	26	砕石舗装	舗装	10型	1メートル幅	3、5600	2、7500	2、5600

その他 51 中央部緑石 1、8000

その他 52 区画線 1、1900

その他 53 2、3500

その他 54 2、5400

その他 55 2、4900



附記

- 一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。
- 二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。  
なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し(当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。)、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。
- 三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。  
なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯縁石(直線部)の掘削復旧延長による。
- A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの
- B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの
- C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの
- 四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。

- 五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第千九十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。  
平成二十八年六月三十日  
東京都知事代理

種類	名称	規模		所在地	変更年 月日
		変更前	変更後		
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二六二・七四九・六〇平方メートル	二五八・一六〇・六〇平方メートル	江東区青海三丁目地先中央防波堤内側	平成二十八年七月一日

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二十四号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十八年六月三十日  
東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程  
東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の部企画調整課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 国際水協会(IWA)世界会議(東京)の開催に係る企画、調査及び調整に関すること。

附則

この規程は、平成二十八年七月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十八年六月三十日  
東京都知事代理

副知事 安藤 立 美

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年五月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人現代喫茶人の会
- 三 代表者の氏名  
大森 正司
- 四 主たる事務所の所在地

東京都大田区山王二丁目十五番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、茶の文化に係る研究及び普及・啓蒙活動の推進に関する事業を通して、茶の文化及び食の文化等についての啓蒙、地域的活性化並びに新しい茶の文化の創出に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハートセービングプロジェクト

三 代表者の氏名

羽根田 紀幸

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区下馬五丁目十七番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、海外医療ボランティア活動をする日本の医療チームを対象者として、その活動を支援する事業を現地および日本国内で行い、さらにその活動を日本で広報する事業を行い、対象地域の保健、医療の増進を図るとともに、国際協力の活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全日本障害者社会参加援護会

三 代表者の氏名

齋藤 達雄

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目八番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者、健常者を問わず社会弱者が自立と自主性を確立し、積極的に社会参加し、健常者以上に鋭い感覚と視点をもって社会貢献できるように支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しあわせなみだ

三 代表者の氏名

中野 宏美

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区大森中二丁目三番四号 牛山荘二〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、性暴力ゼロに関する事業を行うことにより、すべての人が幸せで健康に過ごせる社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人視覚障害者パソコンアシストネットワーク

三 代表者の氏名

北神 あきら

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝五丁目二十九番二十二号 フェリス三田

一〇三

五 定款に記載された目的

本会は、パソコン等を用いた様々な視覚障害者の社会参加ならびに就労を支援する事業を行い、もって、視覚障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十八年六月三十日  
東京都知事代理  
副知事 安 藤 立 美

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マインドプロフェッショナル

三 代表者の氏名

安東 正裕

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座七丁目十三番六号 サガミビル二階

<p>三 申請のあった年月日 平成二十八年五月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人未来教育研究機構</p> <p>一 代表者の氏名 樋口 義人</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、心の専門家及び団体、心の専門サービスにニーズのある人及び団体を対象にして、心の専門サービスの一般的な普及、心の専門家の知識・スキルの向上、心の専門家の連携強化等を実現していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区一之江八丁目一番五号 サンリブ一之江一〇一</p> <p>三 代表者の氏名 角田 恵吏哉</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ニューホープ・ボクシング協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月二十七日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場三丁目二十五番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、児童とその保護者、また教育関係者に対して、児童の健全育成、教育水準の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿一丁目六番五号 シガラキビル九階</p> <p>三 代表者の氏名 小野寺 利孝</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月六日</p>
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京まんまる</p> <p>三 代表者の氏名 田尻 孝二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚二丁目四十二番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象とする。高齢者の生活援助事業や交流事業、生きがい活動の支援などを行う。高齢社会の抱える地域課題に高齢者自身も含めた多世代で取り組み、地域を支える福祉のネットワークづくりに寄与する。(以上原文のまま掲載)</p> <p>東京体育館の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。 平成二十八年六月三十日 東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美</p> <p>一 施設名及び期日 (一) メインアリーナ、サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室 臨時開館 平成二十八年七月十九日、同年八月十五日及び同年九月二十日 臨時休館 平成二十八年七月十二日、同年八月十七日及び同年九月二十八日 (二) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ニユーホープ・ボクシング協会</p> <p>三 代表者の氏名 角田 恵吏哉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区一之江八丁目一番五号 サンリブ一之江一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、青少年及び熟年者等に対して、ボクシング等のスポーツの普及啓発や交流に関する事業等を行い、もって健康の増進及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人未来教育研究機構</p> <p>三 代表者の氏名 樋口 義人</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ニユーホープ・ボクシング協会</p> <p>三 代表者の氏名 角田 恵吏哉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区一之江八丁目一番五号 サンリブ一之江一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、青少年及び熟年者等に対して、ボクシング等のスポーツの普及啓発や交流に関する事業等を行い、もって健康の増進及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人未来教育研究機構</p> <p>三 代表者の氏名 樋口 義人</p>

臨時開館 平成二十八年七月十九日、同年八月十五日及び同年九月二十日

臨時休館 平成二十八年七月十二日から同月十四日まで、同年八月十七日、同月十八日及び同年九月二十八日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の開場時間を次のように変更する。  
平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。  
平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十八年七月四日、同月十一日、同月二十五日、同年八月一日、同月十五日、同月二十三日、同月二十九日、同年九月五日及び同月二十六日

(二) 第一球技場

平成二十八年七月一日から同年九月三十日まで

(三) 第二球技場、補助競技場、テニスコート、硬式野球場及び軟式野球場

平成二十八年七月四日、同月十一日、同年八月一日、同年九月五日及び同月二十六日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更

する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施設名及び期日

(一) 体育館

臨時開館 平成二十八年七月十九日、同年八月十五日及び同年九月二十日  
臨時休館 平成二十八年七月四日、同月十一日、同年八月一日、同年九月五日及び同月二十六日

(二) トレーニングルーム

臨時開館 平成二十八年七月十九日、同年八月十五日及び同年九月二十日

臨時休館 平成二十八年七月十一日

(三) 弓道場

臨時開館 平成二十八年七月十九日、同年八月十五日及び同年九月二十日

臨時休館 平成二十八年七月十一日、同年八月一日及び同年九月二十六日

(四) 屋内球技場

臨時休館 平成二十八年七月一日から同年九月三十日まで

(五) プール

臨時休館 平成二十八年七月一日から同年九月十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。ただし、一(五)プールは、施設の老朽化により開館することが困難

であるため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

ア 平成二十八年七月十九日、同月二十五日、同年八月十五日、同月二十二日及び同年九月十二日

午後零時三十分から午後六時三十分まで

イ 平成二十八年九月十四日から同月三十日まで

午前八時三十分から午後四時三十分まで

(二) 硬式野球場

平成二十八年七月十九日、同月二十五日、同年八月十五日、同月二十二日及び同年九月十二日

午後零時三十分から午後九時まで

(三) 軟式野球場

ア 平成二十八年七月十九日、同月二十五日、同年八月十五日、同月二十二日及び同年九月十二日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

イ 平成二十八年九月十四日から同月三十日まで

午前八時三十分から午後四時三十分まで

(四) トレーニングルーム

ア 平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

午前九時から午後九時三十分まで

イ 平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの

一(四)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京都武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京都武道館の休館日を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 期日

臨時開館 平成二十八年七月十九日及び同年八月十五日

臨時休館 平成二十八年七月十一日及び同年八月二十日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京都武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 期日

臨時開館 平成二十八年七月十九日、同年八月十五日及び同年九月二十日

臨時休館 平成二十八年七月十一日、同年八月八日、同年九月十二日及び同月二十六日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 期日

平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート(夜間照明設備を備えているもの)

- ア 平成二十八年七月二日、同月三日、同月九日、同月十日、同月十六日から同月十八日まで、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日、同月三十一日、同年八月六日、同月七日、同月十一日、同月十三日、同月十四日、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日、同月二十八日、同年九月三日、同月四日、同月十日、同月十一日、同月十七日から同月十九日まで、同月二十二日、同月二十四日及び同月二十五日
- 午前七時から午後九時まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)

- ア 平成二十八年七月二日、同月三日、同月九日、同月十日、同月十六日から同月十八日まで、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日、同月三十一日、同年八月六日、同月七日、同月十一日、同月十三日、同月十四日、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日及び同月二十八日
- 午前七時から午後六時まで

イ 平成二十八年九月三日、同月四日、同月十日、同月十一日、同月十七日から同月十九日まで、同月二十二日、同月二十四日及び同月二十五日

ウ 平成二十八年七月一日から同年八月三十一日まで

の(一)ア及びイの期日を除く開館日

午前九時から午後六時まで

エ 平成二十八年九月一日から同月三十日までの(一)ア及びイの期日を除く開館日

午前九時から午後五時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 期日

臨時開館 平成二十八年七月二十六日、同年八月二日、同月九日、同月十六日、同月二十三日及び同月三十日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 期日

平成二十八年七月二日、同月三日、同月九日、同月十日、同月十六日から同月十八日まで、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日、同月三十一日、同年八月六日、同月七日、同月十三日、同月十四日、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日、同月二十八日、同年九月三日、同月四日、同月十日、同月十一日、同月十七日から同月十九日まで、同月二十二日、同月二十四日及び同月二十五日

午前八時から午後六時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの施設の休業日を次のように変更する。

平成二十八年六月三十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施設名及び期日

運動場

臨時休業 平成二十八年九月一日から同月三十日まで

二 理由

施設設備の改修のため

雑 報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

平成二十八年六月三十日

東京都職員共済組合

理事長 中 西 充

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日公告）の一部を次のように変更する。

第四十五条の二を削り、第四十五条の三を第四十五条の二とする。

附 則

この変更は、平成二十八年七月一日から施行する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性